

## 鹿 児 島 県 公 報

令和4年3月25日（金）第297号の4



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 道路の区域の変更（11件）（道路維持課取扱い） 1  
○道路の供用の開始（13件）（道路維持課取扱い） 1

## 告 示

## 鹿児島県告示第254号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	志布志福山線	曾於市大隅町中之内字片水 8745番22地先から8745番26 地先まで	前 後	16.6～34.9 16.6～46.4	41.0 41.0
		志布志市志布志町志布志字 大迫大道1000番3地先から 964番4地先まで	前 後	12.6～13.7 12.0～12.7	69.0 69.0

## 鹿児島県告示第255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志布志福山線	曾於市大隅町中之内字片水8745番22地先から8745番26地先まで	令和4年3月25日

## 鹿児島県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	南之郷志布志線	志布志市志布志町田之浦字尾口1325番1地先から1325番4地先まで	前	30.0～47.9	122.0
			後	30.0～51.7	122.0

#### 鹿児島県告示第257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	南之郷志布志線	志布志市志布志町田之浦字尾口1325番1地先から1325番4地先まで	令和4年3月25日

#### 鹿児島県告示第258号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	垂水大崎線	曾於郡大崎町野方字上ノ迫8331番10地先から8331番25地先まで	前	5.3～12.1	45.9
			後	6.0～35.4	45.9

#### 鹿児島県告示第259号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	垂水大崎線	曾於郡大崎町野方字上ノ迫8331番10地先から8331番25地先まで	令和4年3月25日

## 鹿児島県告示第260号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	松元川辺線	南さつま市金峰町大坂字池谷西平8862番1地先内	前	10.5～11.1	23.2
			後	10.6～23.2	23.2

## 鹿児島県告示第261号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	松元川辺線	南さつま市金峰町大坂字池谷西平8862番1地先内	令和4年3月25日

## 鹿児島県告示第262号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	桑之浦里港線	薩摩川内市上甕町瀬上字池平56番2地先から同市上甕町瀬上字山崎814番18地先まで	前	16.4～32.0	58.1
			後	13.7～32.3	58.1

## 鹿児島県告示第263号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	桑之浦里港線	薩摩川内市上甑町瀬上字池平56番2地先から同市上甑町瀬上字山崎814番18地先まで	令和4年3月25日

## 鹿児島県告示第264号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甑町青瀬字金山74番1地先から74番2地先まで 薩摩川内市下甑町青瀬字金山72番1地先から74番2地先まで	前	15.7～18.9	42.5
			後	19.4～49.5	42.5

## 鹿児島県告示第265号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	手打蘭牟田港線	薩摩川内市下甑町青瀬字金山72番1地先から74番2地先まで	令和4年3月25日

## 鹿児島県告示第266号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町田野字牛次郎9431番1地先から9427番1地先まで	前	7.3～18.4	92.7
			後	7.3～38.5	92.7

## 鹿児島県告示第267号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	志柄宮ヶ原福山線	曾於市大隅町月野字牛次郎9431番1地先から9427番1地先まで	令和4年3月25日

## 鹿児島県告示第268号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	柿ノ木志布志線	志布志市志布志町安楽字柳3443番4地先から3437番7地先まで	前	9.3～30.4	23.5
			後	10.3～30.4	23.5

## 鹿児島県告示第269号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	柿ノ木志布志線	志布志市志布志町安楽字柳3443番4地先から3437番7地先まで	令和4年3月25日

## 鹿児島県告示第270号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員（メートル）	敷地の延長（メートル）
県道	柿ノ木志布志線	志布志市志布志町安楽字柳3443番4地先から3437番7地先まで	前	9.3～30.4	23.5
			後	10.3～30.4	23.5

県道	末吉財部線	曾於市末吉町深川字墓山	前 後	7.9~36.6	517.3
		2162番地先から同市末吉町 深川字立元1672番地先まで		11.3~47.9	517.3

## 鹿児島県告示第271号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	末吉財部線	曾於市末吉町深川字墓山2162番地先から同市末吉町 深川字立元1672番地先まで	令和4年 3月25日

## 鹿児島県告示第272号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	光神山諏訪方線	曾於市末吉町諏訪方字諏訪山9807番1地先内	前	18.7~45.4	42.6
			後	18.7~54.6	42.6

## 鹿児島県告示第273号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	光神山諏訪方線	曾於市末吉町諏訪方字諏訪山9807番1地先内	令和4年 3月25日
		曾於市末吉町諏訪方字中原北8794番2地先から8760番1地先まで	

## 鹿児島県告示第274号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	宮ヶ原岩川停車場線	曾於市大隅町大谷字不世ヶ迫4574番2地先から4574番1地先まで	前	6.1~6.6	20.7
			後	6.4~12.4	20.7
		曾於市大隅町大谷字後田平4737番地先内	前	6.0~8.7	52.5
			後	9.8~29.0	52.5
		曾於市大隅町大谷字瀬戸4880番2地先から4880番3地先まで	前	6.3~8.7	23.5
後	6.3~15.6		23.5		
曾於市大隅町大谷字炭床4965番3地先から4965番11地先まで	前	7.1~7.5	29.7		
	後	6.8~30.4	29.7		
曾於市大隅町大谷字通山5008番2地先内	前	6.1~6.6	30.5		
	後	6.1~10.0	30.5		

## 鹿 児 島 県 告 示 第 275 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	宮ヶ原岩川停車場線	曾於市大隅町大谷字不世ヶ迫4574番2地先から4574番1地先まで	令和4年 3月25日
		曾於市大隅町大谷字後田平4737番地先内	
		曾於市大隅町大谷字瀬戸4880番2地先から4880番3地先まで	
		曾於市大隅町大谷字炭床4965番3地先から4965番11地先まで	
		曾於市大隅町大谷字通山5008番2地先内	

## 鹿 児 島 県 告 示 第 276 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和4年3月25日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 3 月 25 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名瀬瀬戸内線	奄美市名瀬大字根瀬部字中金久902番1地先から大島郡大和村大字国直字内193番7地先まで	令和4年 3月27日

## 鹿児島県告示第277号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により，次のとおり道路の供用を開始する。

なお，供用の開始の区間を表示した図面は，令和4年3月25日から2週間，鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和4年3月25日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	高隈内ヶ迫線	鹿屋市下高隈町983番1地先から曾於郡大崎町野方字立小野迫2237番2地先まで	令和4年3月25日